

中津市障害者自動車運転免許取得助成事業について

中津市では、障がいのある方の社会参加を支援するために、自動車運転免許を取得するための費用を一部助成する事業を行っています。

今般、利用者の事務手続き負担軽減のため、制度の見直しを行い、**令和5年7月1日より、自動車学校入校前の事前申出が不要**に変わります。

令和5年7月1日以降は、**免許取得後6ヶ月以内**に必要な書類を添えて申請してください。

助成対象者 ※右の4項目をすべて満たす方	自動車学校入校日から申請日まで引き続き本市に住所を有する方
	免許を取得した日において身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
	自動車運転免許の取得により社会参加が見込まれる方
	免許が取り消された方または失効した方でない方
所得制限	なし
助成対象免許	第1種普通自動車免許
助成金額	免許取得に要した費用の3分の2以内（最高10万円まで）
必要書類	【免許取得前】 特に手続きは不要ですが、利用を検討されている方には、説明をさせていただきますので、お問い合わせください。
	【免許取得後・申請時】 ① 交付申請書 ② 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し ③ 運転免許証の写し ④ 領収書その他の免許の取得に直接要した費用の額を確認し得る書類
	【請求時】 ① 請求書 ② 振込先金融機関の本人名義の通帳の写し

<手続きの流れ>

①免許取得 ⇒ ②申請書の提出 ⇒ ③市が決定通知 ⇒ ④請求書の提出